

社会福祉法人長茂会 役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長茂会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 当法人職員を兼務している常勤役員は、職員給与を支給していることから、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤役員及び評議員には、業務に応じた報酬を支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事が評議員会に出席し、かつ同一日に開催される理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会並びに運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費

等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年8月29日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年6月17日より施行する。

改 正

平成26年	3月	1日	一部改正
平成26年	12月	2日	一部改正

別 表 1 (第 5 条・第 7 条関係)

(日 額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

※ 1 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

※ 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支払う。

別 表 2 (第 6 条関係)

(日 額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長等業務報酬等	4時間未満 20,000円 4時間以上 40,000円	2,000円
理事業務報酬等	1時間 5,000円	2,000円
評議員業務報酬等	1時間 5,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	1時間 5,000円	2,000円

※ 1 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

※ 2 理事長に対する報酬等の支給については、原則毎月 25 日とする。

※ 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

※ 4 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

別表 3 (第 8 条関係)

(日 額)

旅 費	宿泊費	報 酬	食卓料
実 費	15,000円	県外 15,000円 県内 10,000円	3,000円